

福祉用具専門相談員講習課程

区 分	教 科 名	内 容
講 義	1 福祉用具と福祉用具専門相談員の役割（2 時間）	
	福祉用具の役割	・ 福祉用具の定義と種類 ・ 福祉用具の役割 ・ 福祉用具の利用場面
	福祉用具専門相談員の役割と職業倫理	・ 介護保険制度における福祉用具専門相談員の位置付けと役割 ・ 福祉用具専門相談員の仕事内容 ・ 福祉用具専門相談員の職業倫理と介護サービス事業者としての責務
講 義	2 介護保険制度等に関する基礎知識（4 時間）	
	介護保険制度等の考え方と仕組み	・ 介護保険制度等の目的と仕組み ・ 地域包括ケアの考え方
	介護サービスにおける視点	・ 人権と尊厳の保持 ・ ケアマネジメントの考え方
講 義	3 高齢者と介護・医療に関する基礎知識（16.5 時間）	
	からだところの理解	・ 加齢に伴う心身機能の変化の特徴 ・ 認知症の人の理解と対応 ・ 感染症と対策
	リハビリテーション	・ リハビリテーションの基礎知識 ・ リハビリテーションにおける福祉用具の役割
	高齢者の日常生活の理解	・ 日常生活について ・ 基本的動作や日常生活動作（ADL）の考え方
	介護技術	・ 日常生活動作（ADL）における基本的な介護技術
講 義 ・ 演 習	住環境と住宅改修	・ 高齢者の住まい ・ 住環境の整備 ・ 介護保険制度における住宅改修

区 分	教 科 名	内 容
講 義 ・ 演 習	4 個別の福祉用具に関する知識・技術（１７．５時間）	
	福祉用具の特徴	・ 福祉用具の種類、機能及び構造 ・ 基本的動作と日常の生活場面に応じた福祉用具の特徴
	福祉用具の活用	・ 各福祉用具の選定・適合技術 ・ 高齢者の状態像に応じた福祉用具の利用方法
	福祉用具の安全利用とリスクマネジメント	・ 福祉用具利用安全に関わる情報収集の重要性と具体的方法 ・ 福祉用具事業者の事故報告義務 ・ 危険予知とリスクマネジメントの取組
講 義	5 福祉用具に係るサービスの仕組みと利用の支援に関する知識及び支援に関する総合演習（１３時間）	
	福祉用具の供給とサービスの仕組み	・ 福祉用具の供給やサービスの流れ ・ 福祉用具サービス提供時の留意点 ・ 福祉用具の整備方法
講 義 ・ 演 習	福祉用具による支援プロセスの理解・福祉用具貸与計画等の作成と活用	・ 福祉用具による支援と PDCA サイクルに基づく手順の考え方 ・ 福祉用具貸与計画等の意義と目的 ・ 福祉用具貸与計画等の記載内容 ・ 福祉用具貸与計画等の活用方法 ・ モニタリングの意義と方法 ・ 状態像に応じた福祉用具の利用事例（福祉用具の利用状況や安全性の確認、目標達成度の評価、貸与継続の必要性、計画変更等） ・ 事例による総合演習
合 計		５３時間

別紙 2

講 師 要 件 表

科 目	講 師 の 要 件
一 福祉用具と福祉用具専門相談員の役割	
(1) 福祉用具の役割	①保健師 ②看護師 ③理学療法士 ④ 作業療法士 ⑤福祉用具専門相談員 ⑥公益財団法人テクノエイド協会等が実施する福祉用具プランナー研修修了者（以下「福祉用具プランナー研修終了者」という。） ⑦大学院、大学、短期大学、介護福祉士養成校、福祉系高等学校等において該当科目又はそれと類似する科目を担当する教員（非常勤を含む。以下「大学院等教員」という。）
(2) 福祉用具専門相談員の役割と職業倫理	⑧前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者
二 介護保険制度等に関する基礎知識	
(1) 介護保険制度等の考え方と仕組み	① 高齢者保健福祉を担当している行政職員 ② 保健師 ③看護師 ④理学療法士 ⑤作業療法士 ⑥社会福祉士 ⑦介護福祉士 ⑧介護支援専門員
(2) 介護サービスにおける視点	⑨大学院等教員 ⑩前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者
三 高齢者と介護・医療に関する基礎知識	
(1) からだとこころの理解	①医師 ②保健師 ③看護師 ④理学療法士 ⑤作業療法士 ⑥精神保健福祉士 ⑦大学院等教員

	⑧前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者
(2) リハビリテーション	① 医師 ② 看護師 ③ 理学療法士 ④ 作業療法士 ⑤ 大学院等教員 ⑥ 前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者
(3) 高齢者の日常世界の理解	① 保健師 ② 看護師 ③ 理学療法士 ④ 作業療法士 ⑤ 介護福祉士
(4) 介護技術	⑥ 介護実習・普及センターに配置されている介護機器相談指導員（以下「介護機器相談指導員」という。） ⑦ 大学院等教員 ⑧ 前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者
(5) 住環境と住宅改修	① 理学療法士 ② 作業療法士 ③ 福祉用具専門相談員 ④ 福祉住環境コーディネーター1級・2級試験合格者 ⑤ 福祉用具プランナー研修修了者 ⑥ 1級・2級建築士 ⑦ 大学院等教員 ⑧ 前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者

四 個別の福祉用具に関する知識・技術	
(1) 福祉用具の特徴	①保健師 ②看護師 ③理学療法士 ④作業療法士 ⑤介護福祉士 ⑥福祉用具専門相談員 ⑦福祉用具プランナー研修終了者 ⑧介護機器相談指導員
(2) 福祉用具の活用	⑨大学院等教員 ⑩前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者
(3) 福祉用具の安全利用とリスクマネジメント	①理学療法士 ②作業療法士 ③福祉用具専門相談員 ④福祉用具プランナー研修修了者 ⑤介護機器相談指導員 ⑥大学院等教員 ⑦前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者
五 福祉用具に係るサービスの仕組みと利用の支援に関する知識及び支援に関する総合演習	
(1) 福祉用具の供給とサービスの仕組み	①保健師 ②看護師 ③理学療法士 ④作業療法士 ⑤介護福祉士 ⑥福祉用具専門相談員 ⑦福祉用具プランナー研修修了者
(2) 福祉用具による支援プロセスの理解・福祉用具貸与計画等の作成と活用	⑧大学院等教員 ⑨上記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者

※ 講師（医師を除く）は、上記の要件に加えて、それぞれの実務経験・教員歴等を概ね5年以上有すること。